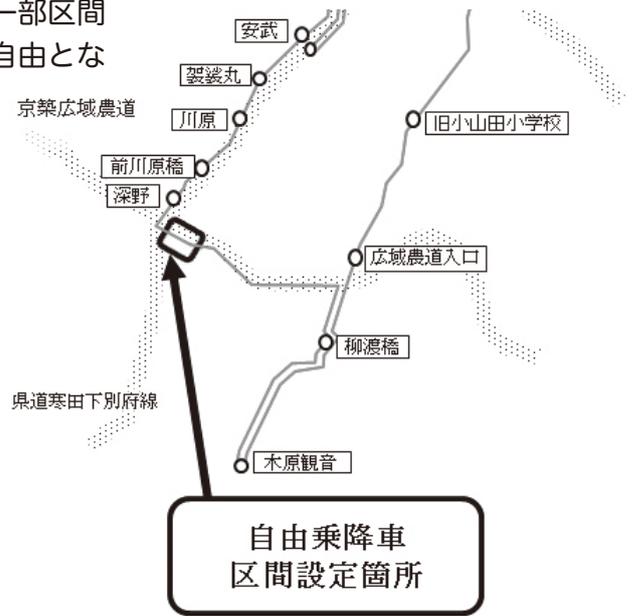


コミュニティバスの自由乗降車区間の開始について

4月1日から、コミュニティバス「築城巡回線」の一部区間（京築広域農道【下深野～下香楽】）では、乗り降りが自由となり利便性が向上しますので、お出かけの際にはぜひコミュニティバスをご利用ください。

問い合わせ

企画振興課 企画振興係（内線363）



路線バスの運賃改定について

4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、町内を運行する路線バス（寒田線・郡界線・豊津線）の運賃が一律10円の値上げとなります。

値上げに伴い、定期料金も改定されますので、詳しくは太陽交通株式会社へお問い合わせください。

問い合わせ 太陽交通株式会社 23-2445

平成25年度 再編交付金事業実施状況

平成19年度から駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第6条の規定により、在日米軍の再編による住民の生活の安全に及ぼす影響が増加する市町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を対象に再編交付金が交付されています。

築上町へは平成25年度233,366千円が交付され、次の事業を実施しています。

○ 教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業

12,200千円

- ・下城井小学校プール改修工事

○ 福祉の増進及び医療の確保に関する事業

90,866千円

- ・子育てすこやか基金（子どもフェスティバル・妊産婦検診事業）
- ・子ども医療費助成基金
- ・放課後児童クラブ建設事業（2棟）

○ 交通の発達及び改善に関する事業

83,400千円

- ・上別府築城線道路改良（側溝設置）
- ・築上町橋梁長寿命化修繕計画策定
- ・新田跨線道路橋改修
- ・宇留津浜線外1道路改良舗装
- ・安武37号線道路改良舗装
- ・高塚53号線道路舗装
- ・東八田10号線道路舗装

○ 環境の保全に関する事業

37,300千円

- ・浜の宮公衆トイレ新築工事

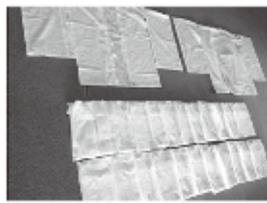
○ 企業の育成及び発展を図る事業

9,600千円

- ・奥池2溜池改修工事

問い合わせ 企画振興課 基地対策係

（内線361）



企画振興課
企画振興係
（内線361）

問い合わせ

「宝くじ事業収入を財源として、（財）自治総合センターから地域のコミュニティ組織の活動に必要な備品等に対して資金が助成される事業です。」

「一般コミュニティ助成事業」は、

「宝くじ事業収入を財源として、（財）自治総合センターから地域のコミュニティ組織の活動に必要な備品等に対して資金が助成される事業です。」

宝くじ助成で
コミュニティ備品を新調

戸籍や住民票の交付請求、住所異動届出 (転入・転出など) について

平成20年5月1日から戸籍や住民票の交付請求ができる方の範囲が限定され、窓口での「本人確認」が法律上のルールになっています。これは、証明書の不当な取得や虚偽の届出を防止し、みなさまの大切な個人情報を守るために行うものです。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

1、本人確認とは・・・

窓口に来られた方について、「その方が本人で間違いがないか」を確認します。

確認の書類は次のとおりです。

【1点の提示でよいもの】

運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付）、旅券（パスポート）、船員手帳、身体障害者手帳、療育手帳、官公書発行の職員証など

上記のものをいずれもお持ちでない方は、次のものをいずれか2つ持参し、提示してください。

【2点の提示が必要なもの】

住民基本台帳カード（顔写真なし）、国民健康保険証、健康保険証、共済組合員証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、その他官公署が発行した証明書（顔写真なし）、法人等の社員証、学生証など

※上記確認書類が整わない方や詳細についてはお問い合わせください。

2、戸籍や住民票の交付請求できる方について

窓口では、来られた方が「本人で間違いがないか」を確認すると同時に「その方に発行してよいか」を確認いたします。原則発行可能な方以外については、代理人として委任状がなければ発行に応じることができません。

【住民票について】

発行可能な方・・・本人又は同一世帯

上記以外は原則委任状が必要です。住所地が同一でも、世帯が異なれば委任状を要します。

【戸籍関係の証明について】

発行可能な方・・・戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の親族

上記以外は原則委任状が必要です。直系の親族・・・父母、祖父母、子、孫、ひ孫など

※請求理由や証明の種類（独身証明や身分証明書）によって、発行できる方は異なる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ 住民課 住民係（内線231・232）

住民基本台帳の一部写しの閲覧を行った機関、団体

(平成二十四年十一月一日～平成二十五年十月三十一日)

(住民基本台帳法第十一条第三項及び第十二条の二第十二項の規定による)

1. 機関の名称
2. 請求事由の概要
3. 閲覧の年月日
4. 閲覧に係る住民の範囲

①

1. 内閣総理大臣官房政府広報室
2. 社会意識に関する世論調査
3. 平成二十四年十二月十八日
4. 大字西八田の二十歳以上の男女二十六人

②

1. 消費者庁
2. 消費者意識基本調査
3. 平成二十五年一月十七日
4. 大字椎田の満十五歳以上の男女二十五人

③

1. 福岡県新社会推進部生活安全課消費生活センター
2. 福岡県消費生活に関する県民意識調査
3. 平成二十五年七月二十五日
4. 大字宇留津及び大字東八田の男女二十人(各十人ずつ)

(注)平成十八年十一月の法改正により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について申出者の氏名、利用目的の概要等についての公表が義務付けられました。

○閲覧ができるもの

1. 国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のため行う場合
 2. 統計調査、世論調査、学術研究、その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められる場合
 3. 放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道の用に供する目的で行う調査
 4. 大学、その他学術研究の用に供する目的で行う調査
 5. 社会福祉協議会等、公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められる場合
- 以上が閲覧できる主な機関、団体です。なお、営利目的の閲覧は一切できません。

○問い合わせ 住民課 住民係(内線231)

平成26年度固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧が始まります

平成26年度の固定資産税は、平成26年1月1日現在の所有者に対して課税されます。平成25年中に土地や家屋を取得・譲渡した方、家屋を新築して3年を経過する方や家屋を取壊した場合は、固定資産税額が変わります。

ご自分の資産状況を確認されたい方は、ぜひ、この機会をご利用ください。

○縦覧

日時 4月1日(火)～6月2日(月)
8:30～17:00(土日・祝日を除く)

場所 税務課 資産税係

縦覧できるもの 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿

縦覧できる人

- ・土地・家屋の固定資産税の納税者・納税管理人
- ・同居の家族
- ・委任状を有する代理人

持参するもの

- ・窓口に来る方の印鑑、身分証明書(免許証、保険証等)
- ・代理人の場合は委任状

○閲覧

日時 4月1日(火)～平成27年3月31日(火)
8:30～17:00

(ただし、12月27日(土)～平成27年1月4日(日)、及び土日・祝日を除く)

場所 税務課 資産税係

閲覧できるもの 固定資産課税台帳(名寄帳)

閲覧できる人

- ・土地・家屋の固定資産税の納税者・納税管理人
- ・同居の家族
- ・委任状を有する代理人
- ・借地、借家人等の利害関係人
(該当部分のみ閲覧)

持参するもの

- ・窓口に来る方の印鑑、身分証明書(免許証、保険証等)
- ・代理人の場合は委任状
- ・借地、借家人等の利害関係人の場合は賃借物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類

問い合わせ 税務課 資産税係
(内線214・216)

町営住宅入居者募集

住宅名及び号数	所在地	建築年度	間取	階数	エレベーター	住居面積	給湯器・風呂釜の設置状況	単身入居	駐車場	平成26年度住宅使用料(月額)	共益金
1 一丁畑団地築城A棟403号	築城345番地1	H14年度	3LDK	4階	有	71.70㎡	給湯器	×	1台	24,000円～47,100円	3,000円
2 峯原第3団地A棟304号	高塚203番地1	H14年度	3DK	3階	有	66.50㎡	給湯器	×	1台	21,600円～42,300円	4,000円
3 峯原第3団地A棟408号	高塚203番地1	H14年度	3DK	4階	有	66.50㎡	給湯器	×	1台	21,600円～42,300円	4,000円
4 宇留津団地419号	宇留津290番地1	S52年度	3DK	平屋	—	51.40㎡	無	○	—	7,500円～14,200円	無

【入居資格】

※いかなる場合においても(1)～(8)全てを満たしていない場合は申し込みできません。

※申込内容に虚偽行為等が発覚した場合は、申込および入居に関する全ての事項を取消とします。

(1)収入基準

●一般世帯 月額158,000円以下

●裁量階層世帯 月額214,000円以下

※裁量階層世帯とは、障がい者世帯、高齢者世帯、子育て世帯（中学生以下のお子様がいる世帯）等です。

(2)町内に3ヶ月以上居住、又は6ヶ月以上在職していること。

(3)単身入居は、満60歳以上であること。ただし、平成18年3月31日までに満50歳以上である方。

(平成26年3月31日に満58歳以上の方)は単身入居できます。

また、生活保護を受給中の方、障がい等をお持ちの方についても単身入居の規定がありますので、担当課にご相談ください。

(4)現に住宅に困窮し、持ち家が無いこと。※相続登記等が未実施の家屋がある場合、法定相続人に含まれていないこと。

(5)町県民税等を滞納していないこと。※納期到来分が未納になっている場合は申込みできません。

※今後支払う旨の誓約書等は認められません。

(転居前の市区町村へ照会いたします)

(6)現在、県営または町営住宅に入居していないこと。

(7)入居予定者に決定後10日以内に請書（連帯保証人）の提出および敷金（家賃月額の3ヶ月分と同額）の納入ができること。

(8)入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと。

(警察署へ照会いたします)

【申込期間】

●4月14日（月）～4月24日（木）土日を除く。

※申込期間までに全ての必要書類が提出されない場合は受付できません。

【必要書類等】

①町営住宅入居申込書（築上町役場 都市政策課にて配布）

②住民票（同居希望者全員（本籍・続柄を必ず表記）記載）

③平成25年度（平成24年分）所得証明書（入居希望世帯員で収入のある方全員分）

※生活保護を受給の場合は、京築保健福祉環境事務所交付の被保護者証明書

④滞納がない証明書もしくは完納証明書（注1：納期到来分まで。注2：単年度納税証明書不可）※入居資格(5)を参照

⑤町内に3ヶ月以上居住しておらず、町内に6ヶ月以上在職している場合はそれを証明する書類（会社からの在職証明書等）

※入居資格(2)を参照

⑥入居者及びその同居者が暴力団員ではない確約書

●必要書類（②③④各1通）※各証明書には1通約200円の手数料が必要です。申請前にもう一度、入居資格を確認してください。

※申込みをされる方の中には、別に書類等を提出していただく場合もございますので、申込みを希望される方は、なるべくお早めに手続きを行うようにしてください。

【その他注意事項】

(1)入居予定者に決定された場合、入居資格の(5)(6)(8)の条件を満たし、申込者と同等以上の収入がある連帯保証人が必要です。

(2)申し込みは1世帯1部屋のみです。

(3)応募者多数の場合は抽選となります。

(4)住宅使用料は、所得状況によって異なります。

申込・問い合わせ

都市政策課 住宅係（内線383、392）

サン・コーポ椎田

入居者募集のお知らせ

公募期間：4月14日（月）
～4月24日（木）

入居募集の部屋

1号棟 306号

※1世帯1部屋のみ申込可能です。希望号室が重複の場合は抽選となります。

所在地 もよりの交通機関	建築 年度	構造	エレ ベーター	間取り	風呂釜	シャワー	駐車場
築上町大字椎田815番地4 JR椎田駅下車徒歩約5分	S59	中耐	無	3DK	有	有	1台

※駐車場料金は基本家賃に含まれます。

【基本家賃】A

27,000円

【階数等減額】B

1、2階 0円

3階 2,000円

4階 3,000円

5階 4,000円

障がい者向け 6,000円

【扶養人数等減額】C

(中学生以下対象)

1人 3,000円

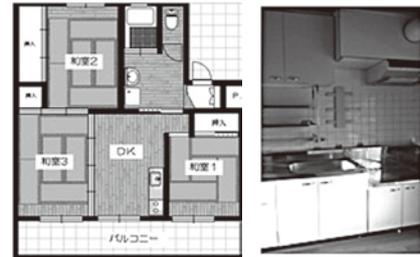
2人 4,000円

3人以上 5,000円

【決定家賃】 = A - B - C

専有面積 53.08㎡

築上町役場 本庁 屋上から撮影



募集要項

[入居資格]

- ①収入基準：世帯合計所得額÷12ヶ月＝79,000円以上であること。
- ②勤労者であること。（事業所等の勤労者もしくは採用内定者または自営業を営む者）
- ③住宅に困窮している者であること。※持ち家がないこと。
- ④単身入居ではないこと。
- ⑤市町村税及び県民税を滞納していないこと。
※今後支払う旨の誓約等は認められません。
- ⑥公営住宅及び公営賃貸住宅の家賃を滞納していないこと。
- ⑦入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと。
- ⑧障がい者向け住宅への入居は申込者及び同居者に障がい者手帳をお持ちの方に限ります。

[必要書類]

(1)住宅入居申込書

(築上町役場 都市政策課にて配布)

* (2)住民票

(同居希望者全員〔本籍・続柄を必ず標記〕記載)

* (3)平成25年度（平成24年分）所得証明書

(入居希望世帯員で収入のある方全員分)

* (4)滞納がない証明書もしくは完納証明書

(注：納期到来分まで。単年度証明不可)

(5)公営住宅及び公共賃貸住宅の家賃等完納証明書

(6)入居者及び同居者が暴力団員でない確約書

※申込をされる方の中には、別に書類等を提出していただく場合もあります。

〔* (2)、(3)、(4)はお住まいの市区町村役場窓口において発行できます。〕

[その他注意事項]

- ・入居決定者になられた場合、〔入居資格〕⑤⑥⑦の条件を満たし、申込者同等の収入がある連帯保証人が2名必要です。
- ・ペットの飼育はできません。
- ・障がい者向け住宅は2LDKとなっています。
- ・敷金は基本家賃の3ヶ月分（81,000円）です。

[提出先及び問い合わせ先]

都市政策課 住宅係（内線383、392）

小・中学校指定校の変更 及び区域外就学制度

築上町では、お住まいの住所により、通学すべき小・中学校を指定してありますが、事情により指定学校以外に通学を希望する児童、生徒のために就学指定校変更、及び区域外就学の制度を設けています。

・指定校変更とは

築上町に住む児童・生徒に対して、築上町立の指定された学校以外の校区に通学を認める制度です。

・区域外就学とは

築上町以外の市町に住む児童・生徒に対して、築上町立の小・中学校への通学を認める制度です。(築上町に住む児童・生徒で、他の市町立の学校に通学を希望する場合はその住所地の教育委員会へ申請してください)

(変更の基準)

- ・心身の障害により遠距離の学校に通学することが困難な場合
- ・転出等により、教育に支障をきたす場合(原則として小学校第6学年及び中学校第3学年に在籍する場合)
- ・学期半ばで転出した場合
- ・保護者の就労等により、帰宅後の保護が不可能なため保護者に代わる方がいる校

区の学校へ変更する場合
いじめ・不登校等による教育的配慮からやむを得ないと教育委員会が認めた場合

・特定の部活動を行いたい
指定中学校にその部活動ない場合

・住宅購入に伴う登記のために、住民票などを異動した場合

・住宅の改築中により、一時的に他の学校区に転居した場合

・通学距離、時間及び通学路の安全性から特に配慮を要する場合

・特別支援学級に入級するため
その他やむを得ない理由によるため

※申請理由により学校長の意見書やその他添付書類が必要な場合があります。

(指定校変更手続きの流れ)

- ①「指定校変更申立書(様式第1号)」を築上町教育委員会に提出する。
 - ②教育委員会が審査を行い、指定学校の変更が可能であると認められたものに限り、保護者に「指定学校変更通知書(様式第2号)」を交付する。
 - ③指定学校変更の通知を受けた保護者は、「誓約書(様式第4号)」を教育委員会に提出する。
- ※指定学校変更申立書(様式

第1号)及び誓約書(様式第4号)はホームページからもダウンロードできます。

(区域外就学手続きの流れ)

※築上町外から築上町内の小・中学校へ就学を希望する場合

①「区域外就学許可申請書」を築上町教育委員会に提出する。

②築上町教育委員会とお住まいの市町教育委員会が協議し、区域外就学が可能であると認められたものに限り、保護者に「区域外就学承諾書」を交付する。

③区域外就学承諾書の通知を受けた保護者は「誓約書(様式第4号)」を築上町教育委員会に提出する。

※築上町内から築上町外の小・中学校へ就学を希望する場合

①お子さんの通学を希望する市町教育委員会にて申請をする

問い合わせ

学校教育課 学校教育係
(支)所・内線253



築上町高齢者在宅福祉サービス その1

築上町では在宅での介護や介護予防のため、さまざまな高齢者在宅福祉サービスを実施しています。このコーナーでは、今月から12回の予定で高齢者在宅福祉サービスを紹介していきます。今回は、「築上町在宅介護支援センター」について紹介します。

築上町在宅介護支援センター

介護保険、保健福祉サービスの利用手続き、在宅介護に関する各種の相談等について、24時間体制で専門スタッフが相談に応じます。

在宅介護支援センターは、次の施設内に設置しています。

- ① ピア・ハート内 築上町大字安武844番地2 電話(52)0778
- ② やすらぎ荘内 築上町大字湊1275番地 電話(57)3312

＜利用料＞ 無料
※秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

問い合わせ 福祉課 高齢者福祉係(内線252)



国民年金からのお知らせ

◇国民年金保険料改正

4月から国民年金保険料が改正されます。

15,250円/月

◇保険料前納割引

国民年金保険料をまとめて前納すると割引があります。1年度分・6ヵ月前納の納付書は、4月上旬に発送される納付書案内書につづられています。

また、現金払いでの前納は、1年度分や6ヵ月分だけでなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合は、専用の納付書が必要となりますので、年金事務所までお問い合わせください。

*支払期限 4月30日(水) *現金払いの場合

*保険料の比較(1年度分・現金払い)

- ・毎月納付 183,000円
- ・1年度分前納 179,750円(3,250円の割引)
- ・6ヵ月分前納 181,520円(1,480円の割引)

◇学生納付特例の申請はお早めに

日本国内に住む全ての人は、20歳になったら国民年金の被保険者となり、保険料の納付が必要となります。しかし、学生の方は本人の所得が一定額以下であれば、申請によって在学中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

ただし、猶予が承認された期間は、将来の基礎年金額の計算には含まれず、承認を受けてから10年間以内であれば、追納ができます。

*承認を受けた年度から起算して3年度目以降は、一定の加算額が加わります。

*対象者 大学・短期大学・大学院・高等学校・専修学校・各種学校で1年以上の就学課程に在学する20歳以上の方

*必要なもの・年金手帳(または基礎年金番号がわかるもの)

- ・学生証の写しまたは在学証明書(4月以降に発行されたもの)
- ・代理申請の場合は委任状・印鑑・身分証明書

◇国民年金保険料の免除申請ができる対象期間の拡大

国民年金は、所得が少ないときや失業により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成26年4月からは、過去2年1ヵ月分の免除申請ができるようになります。

【申請方法】

免除申請などを希望される方は、役場または年金事務所に申請してください。

必要な添付書類などは上記の申請先までお問い合わせください。

【注意事項】

○2年1ヵ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

申込・問い合わせ

住民課 住民係(内線232)

総合管理課 窓口係(支所・内線128)

小倉南年金事務所 093(471)8869

築上町児童生徒の就学援助費支給制度

築上町にお住まいの児童・生徒に対して、経済的な理由により就学困難な児童・生徒を「要保護・準要保護世帯」に認定し、給食費・学用品費等の一部を援助する制度を設けています。

○援助を受けられる家庭

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方。(「準要保護者」という。)

①生活保護法の保護の廃止又は停止

②地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

③児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

④生活福祉資金による貸付

※①~④以外についても該当項目がありますので、詳しくは学校教育課へお尋ねください。

その他いずれかに該当する方

①保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録の雇用保険被保険者手帳を有する方、若しくは雇用保険受給資格証を有する方

②保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる方

③PTA会費・学級費等の学校納付金の減免が行われている方

④学校納付金の納付状況の悪い方、被服等が悪い方又は学用品、通学用品等に不自由している方で、保護者の

生活状況が極めて悪いと認められる方

⑤経済的な理由による欠席日数が多い方

⑥その他特に必要と認めるときは、支給の認定をすることができます。

○認定基準額

世帯の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯援助の範囲

- 1 学校給食費
- 2 義務教育に伴う必要な学用品及び通学用品費等
- 3 校外活動費
- 4 新入学児童生徒学用品費
- 5 修学旅行
- 6 医療費

○申請方法

学校長を経由(お住まいの地区の自治会の民生・児童委員の所見を要します。)して、教育委員会へ申請してください。

認定後、継続して受給を希望する場合は毎年申請が必要です。

○申請期間

4月から随時受付をしています。5月末までに認定を受けた方は、4月に認定を受けたものとして、4月から支給します。

※手続き方法等、詳しいことにつきましては、学校教育課又は就学先の小・中学校へお尋ねください。

問い合わせ 学校教育課 学校教育係(支所・内線253)

春の交通安全県民運動

期間 4月6日(日)～
4月15日(火)

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

- ・飲酒運転の撲滅
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

交通安全ゼロを目指す日

4月10日(木)
問い合わせ
総務課 行政係
(内線333)

平成26年度築上町指名競争参加資格審査の申請受付(建設工事及び測量・建設コンサルタント等)

平成26年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の指名競争参加資格審査申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間

町外事業者…4月1日(火)～4月30日(水)
町内事業者…5月1日(木)～5月13日(火)

受付時間

(土・日・祝祭日を除く)
8:30～17:00
(12:00～13:00除く)

受付場所

築上町役場 保健室(椎田庁舎地下)

提出方法

福岡県内(受任地を含む)は持参、県外は郵送可(4月30日(水)消印有効)
※提出要領は築上町のホームページからダウンロードできます。
<http://www.town.chkjuo.fukuoka.jp>

問い合わせ

財政課 管財係
(内線341・342)

個人住民税の均等割額が増額となります

東日本大震災を踏まえ実施する防災のための施策に要する費用を確保するための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税と県民税の均等割額をそれぞれ500円ずつ加算します。(東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律)

問い合わせ

税務課 町民税係
(内線215)

リサイクルプラザ体験学習講座

紙ひものかご作り
日時 4月18日(金)
10:00～15:30

持参するもの はさみ、木工ボンド、ものさし(30cm)、洗濯ばさみ30個、鉛筆

EMばかしづくり
日時 4月26日(土)
10:00～12:00

持参するもの エプソン

紙すき
日時 4月30日(水)
13:00～15:30

持参するもの エプソン、古タオル1枚

廃油石けん作り
日時 4月18日(金)
9:00～13:00

持参するもの 軍手、エプソン

一閑張り

日時 4月18日(金)
9:00～13:00

持参するもの エプソン

エコクッキング
日時 4月18日(金)
9:00～13:00

持参するもの エプソン

手仕事のうた(不定期)持参するもの 着物の布、古布

※参加費・材料費は実費となります。

※募集人数は各10人です。

※申し込みは開催日の3日前までにお願いたします。

申込・問い合わせ

環境課 環境係
(支所・内線155)

広告欄



築上町 『メタセの杜』
物産館 TEL.0930-52-3828

○イベント

・フリーマーケット

4/13(日) 10時～16時

※雨天の場合は4/20(日)に延期

次回、5月18日(日)開催予定

町内にお住まいの方、出店者募集中!

・キラキラフェスティバル

4/27(日) 10時～15時

北九州から大分のクリエーター大集合!

食べ物や雑貨、ダンスも!雨天も決行!

○国際交流館

・白山流水彫展 白彫クラブ(船越庄一)

4月29日(火)～5月5日(月)

10時～16時

※4月29日のみ、12時～16時まで

入札結果(2月分)

入札日:平成26年2月10日

【学校教育課】

●下城井小学校外1校特別支援学級改修工事
(築上町大字袈裟丸379番地外 地内)

落札金額:6,520,000円

工期:平成26年2月13日～平成26年3月31日

落札業者:岡田工務店

【生涯学習課】

●築城体育館ブラインド取替工事

(築上町大字安武1356番地6 地内)

落札金額:2,200,000円

工期:平成26年2月13日～平成26年3月20日

落札業者:山内建設

入札日:平成26年2月18日

【商工課】

●旧藏内邸駐車場整備工事(築上町大字上深野 地内)

落札金額:2,347,000円

工期:平成26年2月19日～平成26年3月28日

落札業者:政時組

築上町福祉タクシー料金助成制度

築上町では、在宅で身体障害者手帳「1・2級」または療育手帳「A」をお持ちの方、特定疾患医療受給者証をお持ちの方に対して、タクシー料金の助成を行っています。希望する方は、福祉課社会福祉係で申請手続きをお願いします。

ただし、同じ世帯に自家用車（軽自動車を含む）をお持ちの方は、対象となりません。

受付開始日 4月1日（火）

持参するもの

・身体障害者手帳及び療育手帳、特定疾患医療受給者証のいずれか。

・印鑑

※申込・タクシー券の受領は、すべて本庁で行います。築城支所では行いませんので、お間違えのないようお願いいたします。

申込・問い合わせ 福祉課 社会福祉係（内線 243）

平成26年度県政モニター募集

応募資格 県内在住の18歳以上の方（平成26年4月1日現在）

※国・地方公共団体の議員、常勤の公務員、平成24・25年度県政モニター経験者を除く

任期 6月下旬（予定）

謝礼 平成27年3月31日

カードを進呈

募集期間 4月1日（火）～6月2日（月）

※応募方法など、詳しくはお問い合わせください。（応募はがきは市町村窓口、県庁、県総合庁舎、アクトス福岡文化観光情報ひろば等で配布）

申込・問い合わせ

福岡県県民情報広報課

広聴係

092（643）3103

暴力団被害集中相談の実施について

日時 4月12日（土）

10:00～16:00

場所 福岡地区

相談電話番号 092（711）4076

福岡市暴力追放相談センター（福岡市役所2階）

筑豊地区

相談電話番号

0948（22）3883
飯塚市民事暴力相談センター（飯塚市役所2階）

北九州地区

相談電話番号 093（582）2140

北九州市安全・安心相談センター（北九州市役所2階）

筑後地区

相談電話番号 0942（30）9055

久留米市暴力追放推進協議会（久留米市役所3階）

問い合わせ（公財）福岡県暴力追放推進センター

092（651）8938

大正琴サークル（愛希会）体験講座開催

懐かしい愛唱歌など楽しみながら大正琴に触れてみませんか。初心者大歓迎です。基本から分かりやすく指導します。

日時 4月25日（金）

10:00～11:30

申込期日 4月24日（木）

申込・問い合わせ

築上町コミュニティセンター（52）0066

スポットパソコン（前期）教室受講生募集

講座開設期間

4月23日（水）～7月23日（水）までの毎週水曜日

① 13:00～14:30

② 18:30～20:00

定員 各16名（応募者が半数以下

の場合は取りやめることがあります。また応募多数の場合はパソコン同好会事務局で選考します。

・クラウド教室（在宅学習＋スクリーニング）若干名

研修課題 Windows 8 の操作、インターネットの活用、文字入力変換、文書作成等（14講座）

申込方法 所定の様式に記入のうえ、築上町コミュニティセンター事務局へ

申込期限 4月11日（金）

※詳しくはお問い合わせください。なお、パソコン同好会ではパソコン相談室も設けています。パソコン操作等でお悩みの方は開催日の15:00～16:00同施設の視聴覚室で行っています。お気軽にご相談ください。

問い合わせ

築上町コミュニティセンター（52）0066

京築神楽定期公演

多くの方に京築神楽を知っていただくため、定期公演を開催しています。4月は震災復興チャリティ公演です。皆様ぜひお越しください。

日時 4月13日（日）

開場 10:30

開演 11:00

場所 刈田町中央公民館大ホール（終演 16:00予定）

入場料 900円

（当日券1,000円）

※高校生以下無料

チケット・問い合わせ

企画振興係 企画振興係（内線362）

京築連帯アムニシティ都市圏推進会議事務局

092（643）3178

人の動き（2月末現在）

	前月比
人口	19,847人 ー51
男	9,572人 ー28
女	10,275人 ー23
世帯数	9,056世帯 ー32

優良運転者等表彰に伴う
候補者募集について

福岡県警察では、長年交通安全活動に尽力された方や長年無事故・無違反の方で他の運転者の模範となっている方々等に対する表彰を行うっており、その候補者を募集しています。

詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ
豊前築上交通安全協会
0979(83)3569

不正大麻・けし撲滅運動
「きれいなけしの花」に注
意！

きれいなけしの花を見かける季節になりましたが、けしには植えて良いものと、悪いものがあります。

- ・植えてはいけないけしの特徴
・草丈が大きく1m以上になる。
- ・全体が白っぽい緑色をしており、毛がない。
- ・茎を抱き込むように葉が生えている。
- ・葉が大きく長楕円形で、まわりの切れ込みが浅い。
- ・など

このようなくしを見かけた人は、ご連絡ください。

問い合わせ

京築保健福祉環境事務所

総務企画課 企画指導係
(23) 2379

裁判所職員採用試験

採用予定官職

- ①裁判所事務官(院卒者試験(法律・経済区分))、(大卒者試験(法律・経済区分))、(一般職試験(大卒程度))
- ②家庭裁判所調査官補(院卒者試験(人間科学区分))、(大卒程度試験(人間科学区分))

受付期間

- ・インターネット
4月2日(水) 10:00~
4月14日(月)
- ・郵送
4月2日(水)~
4月4日(金)

第一次試験日 6月1日(日)

※詳細は最寄りの裁判所で配布している受験案内、または最高裁ウェブサイトを
(<http://www.courts.go.jp>)をご覧ください。

問い合わせ

- ①について 福岡地方裁判所人事課
092(781)3141
- ②について 福岡家庭裁判所総務課
092(510)0403

行政書士による交通事故
無料相談会

予約申込は不要ですので、直接ご来場ください。

日時 4月12日(土)
10:00~16:00

場所 行橋商工会議所

相談内容 示談書、損害賠償請求書の作成及び保険請求手続きなど

問い合わせ
福岡県行政書士会
092(641)2501

26時間司法書士による女性
のための無料法律相談会

秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

日時
4月26日(土)
10:00~24:00(26時間)

・電話相談
4月26日(土)
10:00~16:00

・面談相談
4月26日(土)
10:00~24:00

場所
電話相談 福岡県司法書士会館
092(724)9505

・面談相談 福岡市内
092(741)0997

予約締切日 4月18日(金)

問い合わせ及び面談予約電話番号

092(741)0997

投稿のひろば

●介護法人保健施設ピア・ハートで
一人オーケストラ講演開催

2月9日、介護老人保健施設ピア・ハートに、一人オーケストラの浜崎俊和さんが訪問してくれました。85歳と高齢ではありますが年齢を感じさせない元気な演奏と笑顔に、入所者の方も元気をいただいたようです。

●キラキラフェスティバル開催
~子どもを大人の力で守りたいSTOP
虐待のチャリティイベント~

日時 4月27日(日) 10:00~15:00
場所 メタセの杜
内容 雑貨・飲食47店出品、段ボール迷路・遊具、ベビーマッサージ、プロのカメラマンによる写真撮影、フラダンス、ウクレレ教室等
※ボランティアスタッフ、出店者大募集!!詳しくはお問い合わせください。
申込・問い合わせ キラキラフェスティバル実行委員会 吉村
090-9790-4767



椎田書道クラブ会員
書道作品展開催
皆様是非ご来場ください。
日時 4月11日(金)
~4月13日(日)
場所 中央公民館
書道クラブ会長 神 式部

平成 26 年度 人権相談 日程表

開催日	場所	相談員	備考
4月21日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員	
5月19日(月)	築城人権センター	人権擁護委員	
6月 2日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員	特設人権相談 10:00~15:00
7月22日(火)	築城人権センター	弁護士	
8月18日(月)	築城人権センター	人権擁護委員 法務局	特設人権相談 13:30~15:30
9月16日(火)	椎田人権センター	弁護士	
10月20日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員	
11月17日(月)	築城人権センター	弁護士	
12月 5日(金)	築上町コミュニティセンターソピア	人権擁護委員	特設人権相談 10:00~15:00
1月19日(月)	椎田人権センター	弁護士	
2月16日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員 法務局	特設人権相談 13:30~15:30
3月16日(月)	築城人権センター	弁護士	

※人権擁護委員相談・弁護士相談(13:30~15:30)

◆相談には、次の方たちが応じます。

《人権擁護委員》 椋本欣二郎(東築城) 白川 義孝(上ノ河内) 吉留 平治(築城)
 中村 雅輝(湊) 安田 美鈴(安武) 吉田富美代(宇留津)
 白川恵美子(松丸) 川端 洋子(越路)

《弁護士》福岡県弁護士会北九州部会所属弁護士

法務局における「常設相談所」

福岡法務局と行橋人権擁護委員協議会では、以下のとおり「常設相談所」を開設しています。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

相談員 法務局職員又は人権擁護委員

相談日 土日祝日を除く毎日

8:30~17:15

※人権擁護委員への相談は、毎週月水金の9:00~16:00

場所 福岡法務局行橋支局1階相談室

※電話でも相談できます。

(全国共通番号 0570 (003) 110)

相談方法 事前の予約は必要ありませんので、上記相談日に来庁又はお電話ください。

問い合わせ 福岡法務局行橋支局
 総務係 (22) 0476

法テラスの弁護士による無料法律相談所

相談日 毎月第1、第3火曜日
 (*ただし、5月と1月は、第2、第3火曜日)

場所 福岡法務局行橋支局1階 相談室

予約方法 相談日前日のみの予約となります。

※予約受付時間 相談日前日の9:00~17:15(時報とともに受付開始)

※前日が祝日の場合は、前週の金曜日

相談方法 電話による受付のみ

定員 先着6名(定員になり次第締切)

相談時間 13:00~16:00(1人30分)

相談内容 法律問題全般

利用条件 相談は、法律扶助の趣旨により、「収入の少ない方」が対象となります。なお、賞与も含んだ月収(手取り)の目安は次のとおりです。

	月収(手取り)
単身者	18万2千円以下
2人家族	25万1千円以下
3人家族	27万2千円以下
4人家族	29万9千円以下

※これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費などの出費がある場合は、考慮されます。

申込・問い合わせ 福岡法務局行橋支局 総務係
 (22) 0476